

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」募集要項

徳島県では、児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援するため、児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、自立支援資金の貸付けを行います。貸付は、無利子です。就職後、5年間の就労継続など一定の条件を満たした場合は、貸付金の返還が免除になります。

(1) 就職者

- ① 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で就職している者

【家賃支援費】

貸付額：家賃相当額（居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が限度）

貸付期間：2年間

- ② (1)の①の就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等による収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費】

貸付額：家賃相当額（居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が限度）

貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費】

貸付額：月額8万円

貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等に在学する者

【家賃支援費】

貸付額：家賃相当額（居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が限度）

貸付期間：大学等に在学する期間

【生活支援費】

貸付額：月額5万円

貸付期間：大学等に在学する期間

- ② (2)の①の進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費】

貸付額：家賃相当額（居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が限度）

貸付期間：大学等に在学する期間

【生活支援費】

貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）

貸付期間：大学等に在学する期間

※ 上記に加え、医療機関を定期的を受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することが可能

(3) 資格取得希望者	
① 児童養護施設等に入所中若しくは里親等の委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者 【資格取得費】貸付額：25万円以内	
貸付利子	無利子（ただし、返還が遅延した場合は延滞利子が発生）
支払方法	生活支援費・家賃支援費：3か月毎に支払い（申請時の指定口座へ振込） 資格取得支援費：一括で支払い（申請時の指定口座へ振込）
返還免除の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・進学者の場合は、卒業後1年以内に就職し、5年間継続して就業 ・就職者の場合は、就職した日から5年間継続して就業 ・資格取得費の場合は、就職した日から2年間継続して就業
提出書類	自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に次の書類を添付 <ul style="list-style-type: none"> ・親権者等法定代理人の同意書（やむを得ない理由がある場合は省略可） ・児童養護施設等の長/徳島県こども女性相談センター所長の意見書 ・住民票（世帯の全部） ・連帯保証人の所得証明書及び住民票 ・進学者である場合は、在学を証する書類 ・就職者である場合は、雇用されていることを証する書類 ・一月あたりの家賃が確認できる書類（家賃支援費申請者のみ） ・資格取得にかかる費用が確認できる書類（資格取得支援費申請者のみ） ・個人情報の同意書
募集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・随時募集（年間の貸付枠に達した場合は申請をお断りする場合があります） ・申請は、生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費、それぞれ1回までとします。
提出先 問い合わせ先	〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 徳島県福祉人材センター 電話：088-625-2040 ファクシミリ：088-656-1173
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付は「選考委員会」の審査を経て決定します。 ・貸付を希望する方は、徳島県社会福祉士会が実施する「アフターケア事業」を受けていただく必要があります。